阿南税務署からのお知らせ

所得税などの確定申告は自分で作成してお早めに

確定申告は正しく期限内に……所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、2月16日(火)~3 月15日(火)です。また、消費税及び地方消費税(個人事業者)の申告と納税は、3月31日(木) 迄です。申告書はご自分で作成し、できるだけ郵送等で早めに提出してください。

なお、確定申告書の用紙や確定申告書の書き方の手引き等の関係書類は、役場本庁税務課及び 由岐支所の窓口にも備え付けてあります(2月上旬以降)のでご利用ください。

申告相談会場は「阿南市商工業振興センター」です

次の期間中、税務署における所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税(特別 地方消費税を含む。)の確定申告会場になります。

- ○期間 平成28年2月8日(火)~平成28年3月15日(火) (土・日・祝日を除く) (この期間、阿南税務署庁舎内には申告相談会場を設けておりません。)
- ○場所 阿南市富岡町今福寺34-4 阿南市商工業振興センター 2階展示ホール (高速バス乗り場・阿南商工会議所の建物)
- ○受付時間 午前9時~午後4時

e-Tax を使えば、こんなことが大変便利

○確定申告書等作成コーナーで申告書作成

国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って該当項目を入力 することにより、所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税(地方消費税を含む) の申告書が作成できます。

(e-Tax ホームページアドレス http://www.e-tax.nta.go.jp)

作成した申告書は、直接、電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷して郵送等で税務署に 提出することができます。

なお、操作に関する不明な点は、当コーナー画面上部の「よくある質問」をクリックし、ご覧 ください。

それでも解決できない場合は、次の「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)」へお問い合せください。

○消費税及び地方消費税の申告と納税

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は、3月31日(木)迄です。

◆消費税の確定申告をしなければならない方

- ① 平成25年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- ② 平成25年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成26年12月末まで に「消費税課税事業者選択届出書 | を提出する事業者
- ③ ①、②に該当しない場合で平成26年1月1日から平成26年6月30日までの期 間(特定期間)の課税売上高が1千万円を超える事業者
- ※平成25年分の課税売上高が1千万円を超える方は、平成27年中に課税売上や課 税仕入がある場合、当該課税売上高が1千万円以下であっても消費税及び地方消費 税の確定申告が必要になります。